

(仮称) 墨田区議会の個人情報の保護に関する条例 (素案) の概要

第1章 総則 (第1条～第3条)

第1章では、総則として、目的、定義、議会の責務を定めています。

・目的 (第1条)

この条例は、墨田区議会 (以下「議会」という。) における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

・定義 (第2条)

この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は個人識別符号が含まれるものをいう。

・議会の責務 (第3条)

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い (第4条～第16条)

第2章では、個人情報等の取扱いについて、以下の項目を定めています。

- ・個人情報の保有の制限等 (第4条)
- ・利用目的の明示 (第5条)
- ・不適正な利用の禁止 (第6条)
- ・適正な取得 (第7条)
- ・正確性の確保 (第8条)
- ・安全管理措置 (第9条)
- ・従事者の義務 (第10条)
- ・漏えい等の通知 (第11条)
- ・利用及び提供の制限 (第12条)
- ・保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 (第13条)
- ・個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求 (第14条)
- ・仮名加工情報の取扱いに係る義務 (第15条)
- ・匿名加工情報の取扱いに係る義務 (第16条)

第3章 個人情報ファイル (第17条)

第3章では、個人情報ファイルについて定めています。

・個人情報ファイル簿の作成及び公表 (第17条)

議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、議長が定めるところにより、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなけ

ればならない。

(※ただし、第17条第2項に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。)

第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条～第46条）

第4章では、開示（第1節）、訂正（第2節）、利用停止（第3節）、審査請求（第4節）に分けて、以下の項目を定めています。

第1節 開示（第18条～第30条）

- ・開示請求権（第18条）
- ・開示請求の手続（第19条）
- ・保有個人情報の開示義務（第20条）
- ・部分開示（第21条）
- ・裁量的開示（第22条）
- ・保有個人情報の存否に関する情報（第23条）
- ・開示請求に対する措置（第24条）
- ・開示決定等の期限及びその特例（第25条・第26条）
- ・第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第27条）
- ・開示の実施（第28条）
- ・他の法令による開示の実施との調整（第29条）
- ・開示請求の手数料及び費用負担（第30条）

第2節 訂正（第31条～第37条）

- ・訂正請求権（第31条）
- ・訂正請求の手続（第32条）
- ・保有個人情報の訂正義務（第33条）
- ・訂正請求に対する措置（第34条）
- ・訂正決定等の期限及びその特例（第35条・第36条）
- ・保有個人情報の提供先への通知（第37条）

第3節 利用停止（第38条～第43条）

- ・利用停止請求権（第38条）
- ・利用停止請求の手続（第39条）
- ・保有個人情報の利用停止義務（第40条）
- ・利用停止請求に対する措置（第41条）
- ・利用停止決定等の期限及びその特例（第42条・第43条）

第4節 審査請求（第44条～第46条）

- ・審理員による審理手続に関する規定の適用除外（第44条）
- ・審査会への諮問（第45条）
- ・第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等（第46条）

第5章 雑則（第47条～第52条）

第5章では、雑則について、以下の項目を定めています。

- ・適用除外（第47条）
- ・開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（第48条）
- ・個人情報等の取扱いに関する苦情処理（第49条）
- ・審議会への諮問（第50条）
- ・施行の状況の公表（第51条）
- ・委任（第52条）

第6章 罰則（第53条～第57条）

第6章では、罰則について定めています。

（第53条）

職員若しくは職員であった者、委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（第54条）

前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（第55条）

職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（第56条）

前3条の規定は、区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

（第57条）

偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。